

令和6年度 南丹市内地域密着型サービス事業所集団指導
資料5 補足説明

○住宅改修事前申請について

・理由書につきましては、リハビリテーション専門職の助言の有無の記載がある様式で提出してください。

様式については、以下より入手してください。

「介護保険住宅改修について」

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/009/000/index_8259.html

・改修前と改修後の状況がわかる写真は、同じ位置から撮影していただき、改修前後を対比できるようにしてください。

・1階から2階への階段に手すりを付ける場合、まずは利用者の体調を考慮し、1階での生活に変更する方法を検討してください。

それができない場合は、2階への移動を安全・安心に行えるよう充分検討したうえで、2階での生活を変更できない理由等を理由書に記載ください。

添付資料として、2階への動線を確認するため、事前申請書に1階と2階の平面図を付けてください。

・玄関/勝手口の両方に手すりを取り付ける場合、2箇所に必要な理由をそれぞれ明記してください。

○住宅改修・福祉用具購入の支給申請について

・令和6年10月受付分から、毎月末を締切日に設定し、翌月末に支給を行うこととします。

(例：10月7日に申請があった場合、11月末に支給いたします。)

※支給申請時に介護認定申請中の場合、認定が決定されてから支給業務を行う場合がありますので、ご了承ください。

○軽度者の福祉用具貸与について

・貸与の対象とならない福祉用具についての届出がありました。

福祉用具貸与の申請があった際に、当該福祉用具を選択した理由等の確認のため、福祉用具貸与事業所からケアマネジャーに交付される福祉用具貸与計画を確認させていただく場合があります。

居宅介護支援事業所におかれましても、福祉用具貸与事業所から福祉用具貸与計画を取得するようにしてください。